

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
報告第17号	<p>〔専決処分の報告について〕（損害賠償の額を定めることについて）</p> <p>平成29年5月24日に三次市十日市中四丁目9番1号，三次市立十日市小学校で発生した校舎外壁崩落による物損事故の損害賠償額を専決処分したため，市議会に報告するものである。</p>
報告第18号	<p>〔専決処分の報告について〕（損害賠償の額を定めることについて）</p> <p>平成29年6月1日に三次市西酒屋町1622番地先，市道酒河72号線の路上で発生した横断溝グレーチングの不全による物損事故の損害賠償額を専決処分したため，市議会に報告するものである。</p>
議案第72号	<p>〔三次市公共施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例（案）〕</p> <p>広島法務局による山耕地番重複の解消作業等に伴い，関係条例である三次市立学校設置条例（平成16年三次市条例第117号）ほか16条例の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第73号	<p>〔三次市公の施設の指定管理期間の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（案）〕</p> <p>公の施設の指定管理期間を見直すことに伴い，関係条例である三次市生涯学習センター設置及び管理条例（平成16年三次市条例第25号）ほか7条例の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第74号	<p>〔三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）〕</p> <p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成</p>

	<p>29年法律第48号)の施行に伴い、関係条例である三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税(固定資産税)の課税免除に関する条例(平成20年三次市条例第1号)の一部を改正しようとするものである。</p> <p>併せて、附則において三次市工場等設置奨励条例(平成16年三次市条例第220号)の一部を改正し、三次市農村地域工業等導入地区における市税(固定資産税)の課税免除に関する条例(平成16年三次市条例第80号)を廃止しようとするものである。</p>
議案第75号	<p>〔三次市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例(案)〕</p> <p>規則に定める受給資格の申請手続を明文化するため、関係条例である三次市子ども医療費支給条例(平成28年三次市条例第5号)の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第76号	<p>〔三次市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)〕</p> <p>土地改良法等の一部を改正する法律(平成29年法律第39号)の施行に伴い、関係条例である三次市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(平成16年三次市条例第179号)の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第77号	<p>〔三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)〕</p> <p>「下青河集会所」、「馬行谷集会所」及び「宮地多目的集会施設」を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例(平成16年三次市条例第195号)の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第78号	<p>〔三次市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)〕</p> <p>地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)の施行に伴い、関係条例である三次市水道事業の設置等に関</p>

	<p>する条例（平成16年三次市条例第244号）の一部を改正しようとするものである。</p>
議案第79号	<p>〔個別外部監査契約に基づく監査によることについて〕</p> <p>三次市が出資しているものの監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の42第4項において準用する同法第252条の39第4項の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>
議案第80号	<p>〔個別外部監査契約の締結について〕</p> <p>個別外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の42第4項において準用する同法第252条の39第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>
議案第81号	<p>〔過疎地域自立促進計画の変更について〕</p> <p>平成28年3月に策定した過疎地域自立促進計画に、新たに「道の駅ゆめランド布野改修事業」ほか32事業を追加し、「下川立子ノ木線」及び「土居淀田線」の事業名等を変更するなど、同計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>